

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 アーバンスポーツ施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めによる。

(目的)

第2条 補助金は、名古屋市（以下「本市」という。）が基金へ積み立てた寄附金を財源として、団体が本市内で実施するアーバンスポーツ施設整備に要する経費を補助することにより、市民がアーバンスポーツに一層親しむことのできる環境を創出し、スポーツによる地域の活性化や都市ブランドの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) アーバンスポーツ スケートボード、BMX、3x3、ボルダリング（スポーツクライミング）、パークール、ブレイキンなどの都市空間の特性を活用し、又はこれを模した施設において実施されるスポーツであって、一定のルール又は評価基準の下で技能の発揮を伴うスポーツをいう。
- (2) アーバンスポーツ施設 市民がアーバンスポーツを安全かつ継続的に実施できる常設施設をいう。
- (3) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の2に規定する寄附金をいう。
- (4) アーバンスポーツ施設整備事業寄附金 団体によるアーバンスポーツ施設整備事業の支援を目的として本市が受け付けるふるさと納税等による寄附金をいう。

- (5) 基金 名古屋市スポーツ振興基金条例（令和7年名古屋市条例第45号）
第1条に規定する名古屋市スポーツ振興基金をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をすべて満たす団体とする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること
- (2) 組織の運営に関する定款、規約、会則等を備えていること（組織や役員会など、組織運営の意思決定の仕組みが規定されていること。）
- (3) 本市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それらすべての市税を完納していること
- (4) 特定の政治上の主義及び宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体ではないこと。また、これらに該当する団体の下部組織又は関連組織ではないこと
- (5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しない団体又は暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない団体であること

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号をすべて満たす事業のうち、第2条に定める目的に合致するものとして市長が補助対象事業として認定したものとする。

- (1) 補助対象者が、本市内で実施するアーバンスポーツ施設の新設又は既存のアーバンスポーツ施設の機能拡充に係る事業であって、第12条第1項に規定するアーバンスポーツ施設整備事業寄附金の目標額が1,000,000円以上の事業であること
- (2) 営利を目的としない事業であること
- (3) 本市、他の地方公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けていない事業であること

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に係る初期経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 不動産の取得に要する経費
- (2) 不動産の改修に要する経費
- (3) 整備工事に要する経費
- (4) 設備の導入に要する経費
- (5) 備品及び消耗品の購入に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助対象事業の認定申請)

第7条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、市長が指定する期間内に、アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助対象事業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 支出予算の根拠となる資料(見積書等)
- (4) 整備するアーバンスポーツ施設の周辺図
- (5) 整備するアーバンスポーツ施設の概要図
- (6) 誓約書(様式第1号の4)
- (7) 定款、規約、会則その他これらに類するもの
- (8) 役員名簿
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の審査及び認定)

第8条 市長は、前条に規定する補助対象事業の認定申請があったときは、その内容を審査し、アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助対象事業認定(不認定)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査をするため、アーバンスポーツ施設整備事業補助金認

定事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 3 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（認定事業の変更）

第9条 前条第1項の規定により補助対象事業の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定を受けた補助対象事業（以下「認定事業」という。）の実施に要する経費の額又はその内訳を変更しようとするときは、第15条に規定する補助金交付申請をする日までに、アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業変更承認申請書（様式第3号。以下「認定事業変更承認申請書」という。）に変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第12条第1項に規定するアーバンスポーツ施設整備事業寄附金の募集を行う期間にあっては、認定者は、認定事業変更承認申請書を提出することができないものとする。

- 2 市長は、認定事業変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該認定事業変更承認申請書を提出した者に通知するものとする。

（認定事業の取り下げ）

第10条 認定者は、認定事業を取り下げようとするときは、アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業取下届出書（様式第5号。以下「認定事業取下届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定者は、第13条に規定する補助金の交付基準額が収支予算書に記載した補助金の額を下回ったこと又は下回る見込みであることを理由に認定事業の取り下げをすることはできない。

（認定の取り消し）

第11条 市長は、認定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定事業の認定を取り消し、アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業取消通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

- (1) 認定事業取下届出書を受理したとき
- (2) 虚偽の申請その他の不正な手段により認定を受けたとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) その他市長が当該認定を不適當であると認めたとき

(アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の募集)

第12条 市長は、認定事業について、アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の目標額（以下「寄附目標額」という。）及び募集を行う期間（以下「寄附募集期間」という。）を定め、アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の募集を行うものとする。

- 2 市長は、認定事業の実施に要する補助対象経費の額以内で、認定者との協議により寄附目標額を定めるものとする。
- 3 市長は、アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の額が寄附目標額に達したときは、寄附募集期間の経過を待たず、アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の募集を終了することができる。
- 4 市長は、認定者が希望するときは、認定事業ごとに返礼品を定め、寄附者へ贈呈する。ただし、寄附者が法人の場合、寄附者が市内在住者の場合及び寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りではない。
- 5 市長は、アーバンスポーツ施設整備事業寄附金を受領した場合において、寄附者が同意したときは、認定者に当該寄附者の情報を提供するものとし、認定者は、当該寄附者に対し、礼状その他の文書（金銭的価値を有する物品又は役務の提供を含まないものに限る。以下同じ。）を送付（電磁的方法による送付を含む。）することができるものとする。
- 6 前項の場合において、認定者は、提供された寄附者の情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、礼状その他の文書の送付以外の目的に使用してはならず、また当該個人情報を第三者等に漏らしてはならない。
- 7 市長は、寄附募集期間を経過したとき又は第3項の規定によりアーバンスポーツ施設整備事業寄附金の募集を終了したときは、次条に規定する補助金の交付基準額を算出し、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付基準額通

知書（様式第7号。以下「交付基準額通知書」という。）により認定者に通知するものとする。

（補助金の交付基準額）

第13条 補助金の交付基準額は、次項に規定する補助金の交付上限額からアーバンスポーツ施設整備事業寄附金の募集に要した経費を控除した額とする。

2 補助金の交付上限額は、前条第1項の規定により受領したアーバンスポーツ施設整備事業寄附金の額とする。ただし、アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の額が、寄附目標額を上回った時は、寄附目標額を補助金の交付上限額とする。

（補助金の交付基準額の変更）

第14条 市長は、第12条第7項の規定により認定者に補助金の交付基準額を通知した場合において、第9条第2項の規定により認定事業の変更を承認するときは、変更後の事業計画書及び収支予算書の内容を勘案し、必要に応じて、補助金の交付基準額を変更することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付基準額を変更したときは、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付基準額変更通知書（様式第8号。以下「交付基準額変更通知書」という。）により認定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第15条 交付基準額通知書又は交付基準額変更通知書を受けた認定者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する期日までにアーバンスポーツ施設整備事業補助金交付申請書（様式第9号。以下「交付申請書」という。）に事業計画書及び収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第16条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により、必要な条件を付して、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付決定通知書（様式

第10号。)により、当該交付申請書の提出者に対し通知するものとする。

(補助事業の変更)

第17条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事由により、当該補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費の額又はその内訳を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助事業変更承認申請書（様式第11号。以下「補助事業変更承認申請書」という。）に変更後の内容を記載した事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助事業変更承認（不承認）通知書（様式第12号）により当該補助事業変更承認申請書を提出した者に通知するものとする。

3 市長は、補助事業の変更を承認する場合において、変更後の事業計画書及び収支予算書の内容を勘案し、必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができるものとする。

4 市長は、前項の規定により補助金の額を変更したときは、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付変更決定通知書（様式第13号。以下「交付変更決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

5 第1項の軽微な変更とは、変更する額が、既に交付決定された補助金の額の20%以内のものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第18条 補助事業者は、やむを得ない事由により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助事業中止（廃止）届出書（様式第14号。以下「補助事業中止（廃止）届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助事業中止（廃止）届出書を受理したとき
- (2) 第21条に規定する事業実施期間内に補助事業が完了しないとき
- (3) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付申請をしたとき
- (4) 補助金の交付決定内容又はこの要綱の規定に違反したとき
- (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

（補助金の返還）

第20条 市長は、第17条第3項の規定により補助金の額を変更した場合又は前条の規定により補助金の交付決定の取り消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、アーバンスポーツ施設整備事業補助金返還通知書（様式第16号。以下「補助金返還通知書」という。）により、市長の定める期日までに返還を命ずるものとする。

（事業実施期間）

第21条 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定日から当該交付決定日の属する年度の2月末日までとする。ただし、当該期限が名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その直前の市の休日でない日をもって期限とみなす。

（実績報告及び完了検査）

第22条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して10日以内にアーバンスポーツ施設整備事業実績報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該期限が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日をもって期限とみなす。

- (1) 事業報告書（様式第17号の2）
- (2) 収支決算書（様式第17号の3）
- (3) 補助事業の実施に要した経費の支払いを証する書類（領収書等）
- (4) 補助事業の実施状況がわかる資料（整備した施設・設備の写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定するアーバンスポーツ施設整備事業実績報告書の提出があったときは、提出書類の審査及び実地調査により完了検査を行うものとする。

（補助金の額の確定）

第23条 補助金の額は、前条第2項の規定による完了検査への合格をもって確定するものとし、補助事業の進捗に応じた出来高払は行わない。

2 市長は、前項の規定により補助金の額が確定したときは、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付額確定通知書（様式第18号。以下「交付額確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を補助事業者に交付しているときは、補助金返還通知書により、市長の定める期日までに返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第24条 交付額確定通知書を受けた補助事業者は、アーバンスポーツ施設整備事業補助金精算払請求書（様式第19号）を市長に提出するものとする。

（補助金の概算払の請求）

第25条 前条の規定にかかわらず、補助金は、補助事業者が希望するときは、規則第17条の規定により、補助金の交付決定日以後、概算払の方法により請求できるものとする。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、アー

バンスポーツ施設整備補助金概算払請求書（様式第20号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第26条 市長は、第24条に規定する請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前条第2項に規定する請求書を受理した場合において、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を交付できるものとする。

（指導監督）

第27条 市長は、必要に応じて補助事業者に対し、補助事業の経過、成果及び経理状況等について検査し、指示を行い、又は報告を求めることができるものとする。

（書類の保存）

第28条 補助事業者は、当該補助金申請及び認定事業実施に係る関係書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（市事業への充当）

第29条 アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の額のうち次の各号に掲げる額については、本市が実施するアーバンスポーツ振興事業に要する経費に充てるものとする。

(1) アーバンスポーツ施設整備事業寄附金の額が寄附目標額を超える場合における差額

(2) 第11条の規定により認定事業の取り消しをした場合において、当該取り消しの前に受領していた額

(3) 第14条第1項の規定により補助金の交付基準額を変更した場合において、変更前の補助金の交付基準額と変更後の補助金の交付基準額との差額

(4) 第20条の規定及び第23条第3項の規定による返還額

(5) 基金に積み立てたアーバンスポーツ施設整備事業寄附金から生ずる利子

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所在地

団体名

フリガナ

代表者職・氏名

生 年 月 日

アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助対象事業認定申請書

下記の事業について、みだしの補助金の補助対象事業として認定を受けたいので、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助対象経費の額

添付資料

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- (2) 収支予算書（様式第 1 号の 3）
- (3) 支出予算の根拠となる資料（見積書等）
- (4) 整備するアーバンスポーツ施設の周辺図
- (5) 整備するアーバンスポーツ施設の概要図
- (6) 誓約書（様式第 1 号の 4）
- (7) 定款、規約、会則その他これらに類するもの
- (8) 役員名簿
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第7条関係）

事業計画書

事業名		
施設の整備場所		
実施を想定する アーバンスポーツ		
構造、面積等		
事業の目的		
事業の内容		
事業の効果		
スケジュール	実施月	内容
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
近隣住民等との 調整状況		
寄附金額が目標額 に達しなかった場 合の事業の進め方	<p>【寄附金額が目標額の75%程度だった場合】</p> <p>【寄附金額が目標額の50%程度だった場合】</p> <p>【寄附額が目標額の25%程度だった場合】</p>	

施設の管理方法及び運営方法														
利 用 料 金		□あり □なし												
		(利用料金の使途) ※利用料金ありの場合のみ												
施設運営に係る 収 支 計 画		収入												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額 (円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	予算額 (円)	備 考							合 計		
		区 分	予算額 (円)	備 考										
		合 計												
		支出												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額 (円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	予算額 (円)	備 考							合 計				
区 分	予算額 (円)	備 考												
合 計														
担当者	氏 名													
	連絡先													

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

必要に応じて枠を広げて使用すること。

様式第1号の3（第7条関係）

収支予算書

収入

区 分	予算額（円）	説 明
自 己 資 金		
アーバンスポーツ 施設整備事業補助金		
合 計		

支出

区 分	予算額（円）		説 明
	全 体	うち補助対象経費	
合 計			

備考 収入の合計金額と支出の合計金額が同額になるように記入すること。

様式第1号の4（第7条関係）

年 月 日

誓約書

（宛先）名古屋市長

所在地

団体名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱のほか、法令等を遵守することを誓約します。

なお、市が必要な場合には、関係機関等に照会することについて承諾します。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助対象事業認定（不認定）通知書

年 月 日付で申請のありました、みだしの補助金の補助対象事業に係る認定申請については、下記のとおり認定（不認定）することに決定しましたので、通知します。

記

1 事業名

2 補助対象経費の額

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業変更承認申請書

年 月 日付で補助対象事業の通知を受けた、下記の事業について、内容を変更したいので、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、申請します。

記

1 変更する認定事業名

2 変更する理由

3 変更後の補助対象経費の額

添付書類

- (1) 変更後の事業計画書（様式第 1 号の 2）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第 1 号の 3）

備考 必要に応じて、その他添付書類を用意すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のありました、認定事業の変更については、下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 変更承認（不承認）する認定事業名
- 2 変更承認（不承認）する理由
- 3 （変更承認する場合）変更後の補助対象経費の額

様式第 5 号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業取下届出書

年 月 日付で補助対象事業の認定の通知を受けた、下記の事業について、認定事業の取り下げをしたいので、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、届出します。

記

1 取り下げをする事業名

2 取り下げをする理由

様式第 6 号（第11条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金認定事業取消通知書

年 月 日付で補助対象事業の認定をしました、下記の事業については、
認定を取り消しますので、通知します。

記

1 認定を取り消す事業名

2 認定を取り消す理由

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

所在地

団体名

代表者職・氏名

市長名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付基準額通知書

年 月 日付で補助対象事業の認定をしました、下記の事業におけるみだしの補助金の交付基準額について、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定事業名
- 2 補助金交付基準額

様式第 8 号（第14条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付基準額変更通知書

年 月 日付で認定事業変更の申請のありました、みだしの補助金の交付基準額については、下記のとおり変更しましたので、通知します。

記

- 1 認 定 事 業 名
- 2 変更後の交付基準額

様式第 9 号（第15条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付申請書

年 月 日付で補助金交付基準額（変更）の通知を受けた、下記の事業について、みだしの補助金の交付を受けたいので、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第15条の規定により、申請します。

記

1 認定事業名

2 交付申請額

添付資料

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- (2) 収支予算書（様式第 1 号の 3）

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

所在地

団体名

代表者職・氏名

市長名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、みだしの補助金の交付申請については、下記の条件を付して交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金の額

3 交付の条件

- (1) 交付決定を受けた事業の実施に要する経費の額又はその内訳を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業事業者の氏名（名称）、住所、補助事業の目的等について変更をする場合には、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には速やかに市長に報告して承認を受けてください。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。

- (5) 補助金の使途等に関し、市長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力する必要があります。
- (6) 補助事業完了後、完了した日の翌日から起算して10日以内にアーバンスポーツ施設整備事業実績報告書及び添付書類を提出してください。
- (7) 補助金は確定した額を補助事業の完了後に交付します。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができます。一括又は分割して事前に交付した補助金に残金が生じたときは、速やかに市長に返還してください。
- (8) 要綱第4条を満たさないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、または補助金の返還を求めることがあります。
- (9) 補助金の交付を受けた事業に係る帳簿、書類等は補助金の交付を受けた日の属する年の翌年度から5年間保存しなければならない。

様式第11号（第17条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所在地

団体名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付で交付決定の通知を受けた、みだしの補助金の補助事業について、下記の理由により内容を変更したいので、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、申請します。

記

1 変更する補助事業名

2 変更の内容

3 変更の理由

添付書類

- (1) 変更後の事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第1号の3）

備考 必要に応じて、その他添付書類を用意すること。

様式第12号（第17条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のありました、みだしの補助金の補助事業に係る内容の変更については、下記のとおり承認（不承認）することに決定しましたので、通知します。

記

1 変更承認（不承認）する補助事業名

2 変更承認（不承認）する理由

様式第13号（第17条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で交付決定の通知をしました、みだしの補助金の額について、
下記のとおり変更しましたので、通知します。

記

- 1 補 助 事 業 名
- 2 変更後の補助金の額

様式第14号（第18条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所在地

団体名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金補助事業中止（廃止）届出書

年 月 日付で交付決定の通知を受けた、みだしの補助金の補助事業について、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第18条の規定により、届出します。

記

1 中止・廃止する補助事業名

2 中止・廃止の理由

様式第15号（第19条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定の通知をしました、みだしの補助金については、
下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消しますので、通知します。

なお、返還金が生じる場合は別途通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の額
- 3 取 消 額
- 4 取 消 理 由

様式第16号（第20条、第23条関係）

年 月 日

所在地

団体名

代表者職・氏名

市長名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金返還通知書

年 月 日付で補助金の交付決定の取消の通知をしました、みだしの補助金について、アーバンスポーツ施設整備事業補助金第20条（第23条第3項）の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 交付済補助金額 | 円 |
| 2 | 返 還 額 | 円 |
| 3 | 納 期 限 | 年 月 日 |

様式第17号（第22条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所在地

団体名

フリガナ

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定の通知を受けたみだしの補助金の補助事業について、下記のとおり実施しましたので、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第22条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助金の額

添付資料

- (1) 事業報告書（様式第17号の2）
- (2) 収支決算書（様式第17号の3）
- (3) 補助事業の実施に要した経費の支払いを証する書類（領収書等）
- (4) 補助事業の実施状況がわかる資料（整備した施設・設備の写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第17号の2（第22条関係）

事業報告書

項 目		内 容
団体名		
事業名		
実施期間		
実施内容		
運営開始予定日		年 月 日（ ）
担当者	氏 名	
	連絡先	

備考 実施内容の詳細がわかる資料（写真等）を添付すること。

様式第17号の3（第22条関係）

収支決算書

収入

区 分	決算額（円）	説 明
自 己 資 金		
アールスポーツ 施設整備事業補助金		
合 計		

支出

区 分	決算額（円）		説 明
	全 体	うち補助対象経費	
合 計			

備考 収入の合計金額と支出の合計金額が同額になるように記入すること。

様式第18号（第23条関係）

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

市 長 名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました、みだしの補助金については、下記
のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

1 補助金確定額

様式第19号（第24条関係）

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所在地

団体名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金精算払請求書

年 月 日付で交付額確定の通知を受けた、みだしの補助金について、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第24条の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

<input type="checkbox"/> 登録番号	
-------------------------------	--

<input type="checkbox"/> 右の口座	送り先	銀行	店
	普通・当座	番号	
	(フリガナ) 口座名義		

年 月 日

（宛先）名古屋市長

所在地

団体名

代表者職・氏名

アーバンスポーツ施設整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付で交付決定の通知を受けた、みだしの補助金について、アーバンスポーツ施設整備事業補助金交付要綱第25条の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

- 1 交付決定額 円
2 概算払受領済額 円
3 概算払請求額 円

4 振込先

<input type="checkbox"/> 登録番号	
-------------------------------	--

<input type="checkbox"/> 右の口座	送り先	銀行	店
	普通・当座	番号	
	(フリガナ) 口座名義		